

平成17年第 1 回臨時会会議録

平成17年 第1回菊池市議会臨時会会期日程表（会期2日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月29日	火	本 会 議	開会 正副議長選挙 会議規則の制定 委員会条例の制定 事務局条例の制定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 広報特別委員会の設置 一部事務組合議会議員の選挙 市長職務執行者提出議案の上程・議決
3月30日	水	本 会 議	市長職務執行者提出議案の上程・議決 農業委員会委員の推薦 小川会館建設特別委員会の設置 閉会

平成17年 第1回菊池市議会臨時会会議録（目次）

3月29日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号.....	9
2. 本日の会議に付した事件.....	9
3. 出席議員氏名.....	10
4. 欠席議員氏名.....	12
5. 事務局職員出席者.....	12
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	12
7. 開会.....	14
8. 開議.....	17
9. 日程第1 仮議席の指定.....	17
10. 日程第2 議事第1号 菊池市議会議長の選挙について.....	17
11. 追加議事日程（第1号の追加1）.....	20
12. 日程第1 議席の指定.....	20
13. 日程第2 会議録署名議員の指名.....	20
14. 日程第3 会期の決定.....	20
15. 日程第4 議事第2号 菊池市議会副議長の選挙について.....	20
休 憩.....	22
開 議.....	22
16. 日程第5 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の制定について.....	22
議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の制定について.....	22
議員提出議案第3号 菊池市議会事務局条例の制定について.....	22
まで上程・説明・質疑・討論・採決.....	23
昼食休憩.....	23
開 議.....	24
17. 日程第6 議事第3号 菊池市議会常任委員会委員の選任について.....	24
休 憩.....	24
開 議.....	24
18. 日程第7 議事第4号 菊池市議会議会運営委員会委員の選任について.....	24
19. 日程第8 議員提出議案第4号 菊池市議会広報特別委員会の設置について...	25
上程・説明・質疑・討論・採決.....	25
20. 日程第9 議事第5号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙について.....	26

21. 日程第10 議事第6号 菊池南部清掃組合議会議員の選挙について.....	27
22. 日程第11 議事第7号 矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙について.....	27
23. 日程第12 議事第8号 菊池広域連合議会議員の選挙について.....	28
休 憩.....	28
開 議.....	28
24. 日程第13 議案第1号から議案第2号まで一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	28
25. 日程通告 散会.....	30
3月30日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第2号.....	33
2. 本日の会議に付した事件.....	34
3. 出席議員氏名.....	35
4. 欠席議員氏名.....	37
5. 事務局職員出席者.....	37
6. 説明のため出席した者の職氏名.....	37
7. 開議.....	39
8. 日程第1 議案第3号から議案第13号まで一括上程・説明・質疑・討論・採 決.....	39
9. 日程第2 議案第14号から議案第15号まで一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	44
10. 日程第3 議案第16号上程・説明・質疑・討論・採決.....	45
11. 日程第4 議案第17号上程・説明・質疑・討論・採決.....	48
12. 日程第5 議案第18号から議案第19号まで一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	49
13. 日程第6 議案第20号上程・説明・質疑・討論・採決.....	51
14. 日程第7 議案第21号から議案第22号まで一括上程・説明・質疑・討論・ 採決.....	53
休 憩.....	57
開 議.....	57
15. 日程第8 議事第9号 農業委員会委員の推薦について.....	58
16. 日程第9 議事第10号 小川会館建設特別委員会の設置について..... 上程・説明・採決.....	58
17. 日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....	59

採決.....	59
18. 市長職務執行者の発言申し出.....	60
19. 閉 会.....	60

3月29日（火曜日）

平成17年第1回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成17年3月29日(火曜日)午前10時開議

第1 仮議席の指定について

日程第2 議事第1号 菊池市議会議長の選挙について

追加議事日程(第1号の追加1)

第1 議席の指定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

第4 議事第2号 菊池市議会副議長の選挙について

第5 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の制定について

議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の制定について

議員提出議案第3号 菊池市議会事務局条例の制定について

第6 議事第3号 常任委員会委員の選任について

第7 議事第4号 議会運営委員会委員の選任について

第8 議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置について

第9 議事第5号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙について

第10 議事第6号 菊池南部清掃組合議会議員の選挙について

第11 議事第7号 矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙について

第12 議事第8号 菊池広域連合議会議員の選挙について

第13 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市役所の位置に関する条例ほか198件の条例の制定について)

議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更することについて)

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議事第1号 菊池市議会議長の選挙について

- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 議事第2号 菊池市議会副議長の選挙について
- 日程第7 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の制定について
 議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の制定について
 議員提出議案第3号 菊池市議会事務局条例の制定について
- 日程第8 議事第3号 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 議事第4号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第11 議事第5号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙について
- 日程第12 議事第6号 菊池南部清掃組合議会議員の選挙について
- 日程第13 議事第7号 矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 議事第8号 菊池広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 (菊池市役所の位置に関する条例ほか198件の条例の制定について)
 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 (菊池市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更することにつ
 いて)

出席議員(59名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 山田健二君 |
| 2番 | 倉本義雄君 |
| 3番 | 樋口正博君 |
| 4番 | 二ノ文伸元君 |
| 5番 | 川口良郎君 |
| 6番 | 中山繁雄君 |
| 7番 | 水上博司君 |
| 8番 | 岩根孝明君 |
| 9番 | 三池健治君 |
| 10番 | 清水昭栄君 |
| 11番 | 怒留湯健蓉君 |
| 12番 | 坂本昭信君 |
| 13番 | 安武俊右君 |

14番	森	誠雄君
15番	隈部	忠宗君
16番	工藤	春雄君
17番	奈田	臣也君
18番	葛原	勇次郎君
19番	河島	秀逸君
20番	木下	雄二君
21番	福川	幸子君
22番	坂井	正次君
23番	森	隆博君
24番	山瀬	義也君
25番	本田	憲一君
26番	栗原	康敏君
27番	渡邊	康雄君
28番	栃原	茂樹君
29番	青木	積君
30番	坂田	公弘君
31番	野口	和夫君
32番	牧野	洋一君
33番	松本	登君
34番	森	俊二君
35番	中原	泉君
36番	松本	隆幸君
37番	坂本	正弘君
38番	石本	利治君
39番	上田	巖君
40番	水元	征雄君
41番	東	政孝君
42番	中山	和幸君
43番	工藤	恭一君
44番	木村	末弘君
45番	岩下	満州子君
46番	笠	愛一郎君
47番	中原	繁君

48番	出口	サチコ	君
49番	荒木	建令	君
50番	境	和則	君
51番	森田	精一	君
52番	福島	利徳	君
53番	工藤	道昭	君
54番	甲斐	健彦	君
55番	北田	彰	君
56番	外村	國敏	君
57番	久川	知一	君
58番	徳永	隆義	君
59番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	樋口	昭彦	君
議事課 長	春木	義臣	君
議事係 長	城	主一	君
議事係 参事	吉野	幸子	君

説明のため出席した者

市長職務執行者	石井	光幸	君
収入役職務代理者	川口	齋子	君
総務部長	高本	信男	君
企画部長	村山	隆	君
市民部長	木下	儀郎	君
経済部長	岡崎	俊裕	君
建設部長	石原	公久	君
菊池総合支所長	城	直輝	君
七城総合支所長	平野	國臣	君
旭志総合支所長	稲葉	公博	君
泗水総合支所長	井手	政寛	君
建設部総括審議員	松岡	隆	君

企画部主席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
職 員 課 長	松 永 完 一 君
教 育 長	木 下 昭二郎 君
教 育 次 長	梁 池 精 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員会事務局長	山 口 正 司 君

事務局長（樋口昭彦君） 私は、樋口昭彦と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、菊池市が発足して最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、出口サチコ議員が年長でありますのでご紹介申し上げます。出口サチコ議員は、議長席にご着席をお願いいたします。

（臨時議長 出口サチコ君 着席）

午前10時00分 開会

臨時議長（出口サチコ君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました出口サチコでございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、平成17年菊池市議会第1回臨時会を開会いたします。

ここで、市長職務執行者より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長職務執行者、石井光幸君。

[登壇]

市長職務執行者（石井光幸君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました石井でございます。このたび、市長職務執行者を務めることになりましたが、その責任の重さを痛感をいたしております。誠に非力、未熟者でございますけれども、皆様方のご指導、お力添えをいただきながら、職責を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

合併後、初めての新しい菊池市議会第1回の臨時議会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には公私ともに誠にご多用の中にご出席を賜り、ここに開会されますことを心からお礼申し上げます。菊池北部旧4市町村住民が大きな期待を持って合併をいたしました新菊池市、発足準備の遅れで心配いたしておりました電算システム等の可動をはじめ、各部署、業務、各支所等の業務も現在までのところ、まだまだ解決しなければならない、改善しなければならない点、数多くありますが、予想いたしておりました割にはさしたる大きな混乱もなく、今のところまずまずの滑り出しでございます。改善、見直しを図りながら、1日も早く事務体制を整え、新しい市長さんが誕生されるまでに行政執行が滞ることなく市民サービスが低下しないように極力努力をいたしているところでございます。豊かな水と緑、光あ

ふれる田園文化のまちづくりの合併の基本理念をしっかりと踏まえながら、この合併が1日も早く市民の皆様から評価され、市民の方々が自信と誇りを持って住むことのできる活力ある、希望に満ちた新市の建設を、建設の1日も早い実現を願っているところでございます。

本日は、初めての議会ということで、新しい市議会の構成が決定されるということでございますが、執行部より専決処分の報告をはじめ、条例の制定等について等々の議案を上程をいたしております。どうかひとつ、厳正にご審査をいただきまして、ご議決賜りますようによろしく願いを申し上げます。どうかひとつ、今後とも議会の皆様のご理解あるご指導とご支援を心からお願いを申し上げますとともに、皆様方の今後のなお一層のご活躍を心からご期待を申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶といたします。よろしく願い申し上げます。

臨時議長（出口サチコ君） 次は、職員の自己紹介です。お願いします。

[自席]

収入役職務代理者（川口齋子君） 収入役職務代理の会計課長の川口齋子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

[自席]

総務部長（高本信男君） 総務部長の高本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[自席]

経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。経済部長を拝命しております岡崎俊裕と申します。よろしくお願い致します。

[自席]

企画部長（村山 隆君） おはようございます。企画部長を拝命しています村山隆と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

[自席]

市民部長（木下儀郎君） おはようございます。市民部長を拝命しております木下儀郎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

[自席]

建設部長（石原公久君） おはようございます。建設部長を拝命いたしました石原と申します。よろしくお願い致します。

[自席]

建設部総括審議員（松岡 隆君） おはようございます。建設部総括審議員の松岡隆と申します。よろしくお願い致します。

[自席]

菊池総合支所長（城 直輝君） おはようございます。菊池総合支所長の城直輝と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

七城総合支所長（平野國臣君） おはようございます。七城総合支所長を拝命いたしております平野國臣と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

旭志総合支所長（稲葉公博君） おはようございます。旭志総合支所の稲葉でございます。よろしくお願いいたします。

[自席]

泗水総合支所長（井手政寛君） おはようございます。泗水総合支所長を拝命いたしました井手政寛と申します。よろしくお願いいたします申し上げます。

[自席]

企画部主席審議員（友田豊和君） おはようございます。企画部主席審議員企画振興課長の友田と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

職員課長（松永完一君） おはようございます。総務部職員課長を拝命いたしました松永でございます。よろしくお願いいたします。

[自席]

財政課長（川上憲誠君） おはようございます。総務部財政課長でございます。川上でございます。よろしくお願いいたします。

[自席]

教育長（木下昭二郎君） おはようございます。教育長の木下と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

教育次長（梁池精二君） おはようございます。教育次長の梁池と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

水道局長（後藤 定君） お世話になります。水道局長の後藤でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

[自席]

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中村鉄男君） おはようございます。総務課長兼選管の事務局長を仰せつかりました中村と申します。よろしくお願いいたします。

[自席]

農業委員会事務局長（五島千秋君） おはようございます。農業委員会の事務局長の

五島千秋と申します。よろしくお願ひします。

[自席]

監査委員会事務局長（山口正司君） おはようございます。監査委員会事務局長の山口と申します。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（出口サチコ君） ありがとうございます。

ここで、お諮りいたします。議事の進行につきましては、菊池市議会会議規則を初めとする関係例規が制定されておりませんが、これから関係例規案に準じて進行したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

臨時議長（出口サチコ君） 異議なしと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、菊池市議会会議規則案などにより進めます。

午前10時11分 開議

臨時議長（出口サチコ君） これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおります。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（出口サチコ君） 日程第1、議事進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議事第1号 菊池市議会議長の選挙について

臨時議長（出口サチコ君） 次に、日程第2、議事第1号 菊池市議会議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議場閉鎖 ）

臨時議長（出口サチコ君） ただいまの出席議員数は、59名です。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投票用紙配付 ）

臨時議長（出口サチコ君） 投票用紙の配付漏れはございませぬか。

（ 配付漏れなし ）

臨時議長（出口サチコ君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投票箱点検 ）

臨時議長（出口サチコ君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票については、無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

[「立候補者予定がわかっておりませんが、その点についてはどうされるんですか。」と呼ぶ者あり]

臨時議長（出口サチコ君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時16分

開議 午前10時17分

臨時議長（出口サチコ君） 会議に入ります。

今回のこの選挙におきましては、全員が候補者と見なすそうでございますので、そのように取りはからいたいと思っておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

[登壇]

事務局長（樋口昭彦君） 今から、お名前を申し上げます。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

事務局長（樋口昭彦君） 1番、山田健二議員。2番、倉本義雄議員。3番、樋口正博議員。4番、二ノ文伸元議員。5番、川口良郎議員。6番、中山繁雄議員。7番、水上博司議員。8番、岩根孝明議員。9番、三池健治議員。10番、清水昭栄議員。11番、怒留湯健蓉議員。12番、坂本昭信議員。13番、安武俊右議員。14番、森誠雄議員。15番、隈部忠宗議員。16番、工藤春雄議員。17番、奈田臣也議員。18番、葛原勇次郎議員。19番、河島秀逸議員。20番、木下雄二議員。21番、福川幸子議員。22番、坂井正次議員。23番、森隆博議員。24番、山瀬義也議員。25番、本田憲一議員。26番、栗原康敏議員。27番、渡邊康雄議員。28番、栃原茂樹議員。29番、青木積議員。30番、坂田公弘議員。31番、野口和夫議員。32番、牧野洋一議員。33番、松本登議員。34番、森俊二議員。35番、中原泉議員。36番、松本隆幸議員。37番、坂本正弘議員。38番、石本利治議員。39番、上田巖議員。40番、水元征雄議員。41番、東政孝議員。42番、中山和幸議員。43番、工藤恭一議員。44番、木村末弘議員。45番、岩下満州子議員。46番、笠愛一郎議員。47番、中原繁議員。49番、荒木建令議員。50番、境和則議員。51番、森田精一議員。52番、福島利徳議員。53番、工藤道昭議員。54番、甲斐健彦議員。55番、北田彰議員。56番、外村國敏議員。57番、久川知一議員。58番、徳永隆義議員。59番、横

田輝雄議員。48番、出口サチコ臨時議長。

以上、59名です。

臨時議長（出口サチコ君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

（投票漏れなし）

臨時議長（出口サチコ君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（出口サチコ君） 次は、開票を行います。立会人に、山田健二君、倉本義雄君を指名します。よって、2名の諸君の立会いをお願いします。

議員諸君に申し上げます。慎重な開票が進められておりますので、もうしばらく私語を慎んでいただきたいと思います。

（開票）

臨時議長（出口サチコ君） 選挙の結果を報告します。

投票総数59票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 54票。

無効投票 5票。

有効投票中、北田 彰君 32票。

笠愛一郎君 22票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、15票であります。よって、北田 彰君が議長に当選されました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いします。

ただいまから、議長のご挨拶があります。北田議長、登壇願います。

議長（北田 彰君） 一言ご挨拶申し上げたいと思いますが、ただいま私を議長というような職にご推挙いただきまして光栄と存じますとともに責任の重大さを感じておるところでございます。浅学非才でございますけど、新市の発展のため一生懸命頑張りたいと思いますので、公平公正に議会運営をやっていきたいと思います。よろしくお願いを申し上げて、簡単ではありますが挨拶に代えたいと思います。

臨時議長（出口サチコ君） 議長が選任されましたので、これをもちまして臨時議長の職を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

事務局長（樋口昭彦君） 北田議長、議長席の方によろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） これより、日程に従いまして会議を進めてまいります。

日程第1 議席の指定について

議長（北田 彰君） 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（北田 彰君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。山田健二君、倉本義雄君、以上の両君にお願いします。

日程第3 会期の決定について

議長（北田 彰君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から30日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期については、本日から30日までの2日間と決定しました。

日程第4 議事第2号 菊池市議会副議長の選挙について

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議事第2号 菊池市議会副議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（北田 彰君） ただいまの出席議員数は、59名です。

投票用紙を配付します。ただいまの出席議員は59名であります。副議長選挙の候補者は、全議員が候補者です。

（投票用紙配付）

議長（北田 彰君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（北田 彰君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（北田 彰君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票については、無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

[登壇]

事務局長（樋口昭彦君） それでは、点呼いたします。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

事務局長（樋口昭彦君） 1番、山田健二議員。2番、倉本義雄議員。3番、樋口正博議員。4番、二ノ文伸元議員。5番、川口良郎議員。6番、中山繁雄議員。7番、水上博司議員。8番、岩根孝明議員。9番、三池健治議員。10番、清水昭栄議員。11番、怒留湯健蓉議員。12番、坂本昭信議員。13番、安武俊右議員。14番、森誠雄議員。15番、隈部忠宗議員。16番、工藤春雄議員。17番、奈田臣也議員。18番、葛原勇次郎議員。19番、河島秀逸議員。20番、木下雄二議員。21番、福川幸子議員。22番、坂井正次議員。23番、森隆博議員。24番、山瀬義也議員。25番、本田憲一議員。26番、栗原康敏議員。27番、渡邊康雄議員。28番、栃原茂樹議員。29番、青木積議員。30番、坂田公弘議員。31番、野口和夫議員。32番、牧野洋一議員。33番、松本登議員。34番、森俊二議員。35番、中原泉議員。36番、松本隆幸議員。37番、坂本正弘議員。38番、石本利治議員。39番、上田巖議員。40番、水元征雄議員。41番、東政孝議員。42番、中山和幸議員。43番、工藤恭一議員。44番、木村末弘議員。45番、岩下満州子議員。46番、笠愛一郎議員。47番、中原繁議員。48番、出口サチコ議員。49番、荒木建令議員。50番、境和則議員。51番、森田精一議員。52番、福島利徳議員。53番、工藤道昭議員。54番、甲斐健彦議員。56番、外村國敏議員。57番、久川知一議員。58番、徳永隆義議員。59番、横田輝雄議員。55番、北田彰議長。

以上、59名です。

議長（北田 彰君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（北田 彰君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（北田 彰君） 次は、開票を行います。立会人に、樋口正博君、二ノ文伸元君を指名します。よって、2名の諸君の立会いをお願いします。

（開票）

議長（北田 彰君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 59 票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 46 票。

無効投票 13 票。

有効投票中、坂田公弘君 27 票。

福島利徳君 13 票。

松本隆幸君 3 票。

中山和幸君 1 票。

境 和則君 1 票。

笠愛一郎君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、12 票であります。よって、坂田公弘君が副議長に当選されました。

本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いします。

ただいまから、副議長のご挨拶があります。

坂田副議長。

副議長（坂田公弘君） ただいま、皆様のご推挙により副議長に就任いたしました。心より厚くお礼申し上げたいと思います。議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ですが、挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） ここで、しばらく休憩したいと思います。

休憩 午前 11 時 12 分

開議 午前 11 時 27 分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 議案第 1 号から議案第 3 号一括上程

議長（北田 彰君） 日程第 5、議員提出議案第 1 号 菊池市議会会議規則の制定について、議員提出議案第 2 号 菊池市議会委員会条例の制定について、議員提出議案第 3 号 菊池市議会事務局条例の制定について、以上 3 議案については関連性がありますので、一括議題としたいと思います。議員提出の 3 議案について、提案理

由の説明を求めます。

議員、松本登君。

[登壇]

(松本 登君) ただいま上程されました議員提出議案第1号から第3号までの提案理由を説明いたします。

まず、議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の制定についてであります。本件につきましては、地方自治法第120条の規定に基づき、菊池市議会における議会の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めるものであります。

次に、議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の制定についてであります。が、本件は地方自治法第109条、同法109条の2、第110条、第111条の規定に基づき、菊池市議会における委員会の規則及び運営に関する事項を定めるものであります。

次に、議員提出議案第3号 菊池市議会事務局条例の制定について説明いたします。本件は、議会の庶務的事務の処理等のため、地方自治法第138条の規定に基づき、議会事務局を設置しようとするものであります。

議員各位におかれましては本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしく願いいたします。

議長(北田 彰君) 3議案については、既に旧4市町村の議会において充分協議いただいておりますことから、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3議案は、直ちに採決することに決定しました。

これより、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3議案を一括採決します。3議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の制定について、議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の制定について、議員提出議案第3号 菊池市議会事務局条例の制定についての3件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議事第3号 常任委員会委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議事第3号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。総務・文教厚生・経済・建設の各常任委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります常任委員会委員の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を各常任委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後1時01分

開議 午後1時46分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務常任委員会委員長 中原 繁議員

同副委員長 松本隆幸議員

文教厚生常任委員会委員長 野口和夫議員

同副委員長 木下雄二議員

経済常任委員会委員長 森 隆博議員

同副委員長 坂井正次議員

建設常任委員会委員長 栃原茂樹議員

同副委員長 河島秀逸議員

以上です。

日程第7 議事第4号 議会運営委員会委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議事第4号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります議会運営委員の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

休憩 午後1時47分

開議 午後1時48分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

議会運営委員長に、中山和幸議員、副委員長に工藤道昭議員。

以上です。

日程第8 議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第8、議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

本案については、議会の審議、活動状況を広く市民に周知することを目的に、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りします。本案について会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、提出者の説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決しました。

お諮りします。この特別委員会については、5名の委員をもって構成し、これに付託のうえ、審査期限を平成18年5月までとする。閉会中も審議を行うことができ

るとするほか、審議に要する経費は議会費予算の範囲内とし、議決の日から施行することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、5名の委員をもって構成し、これに付託のうえ、審査期限を平成18年5月までとする。閉会中も審査を行うことできるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とし、議決の日から施行することに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります委員名簿のとおり指名をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会広報特別委員会に選任することに決定しました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長の互選のため暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

開議 午後1時51分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、議会広報特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。委員長に坂田公弘議員、副委員長に木下雄二議員。

以上です。

日程第9 議事第5号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙について

議長（北田 彰君） 日程第9、議事第5号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池養生園保健組合議会議員に、倉本義雄君、中山繁雄君、清水昭栄君、工藤春雄君、森隆博君、水元征雄君、出口サチコ君、甲斐健彦君を指名します。

お諮りします。倉本義雄君、中山繁雄君、清水昭栄君、工藤春雄君、森隆博君、

水元征雄君、出口サチコ君、甲斐健彦君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。ただいま当選されました倉本義雄君、中山繁雄君、清水昭栄君、工藤春雄君、森隆博君、水元征雄君、出口サチコ君、甲斐健彦君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10 議事第6号 菊池南部清掃組合議会議員の選挙について

議長（北田 彰君） 次に、日程第10、議事第6号 菊池南部清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池南部清掃組合議会議員に、三池健治君、牧野洋一君を指名します。

お諮りします。三池健治君、牧野洋一君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。ただいま当選されました三池健治君、牧野洋一君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11 議事第7号 矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙について

議長（北田 彰君） 次に、日程第11、議事第7号 矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

矢護川地区簡易水道組合議会議員に、青木積君を指名します。

お諮りします。青木積君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。ただいま当選されました青木積君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第12 議事第8号 菊池広域連合議会議員の選挙について

議長（北田 彰君） 日程第12、議事第8号 菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、山瀬義也君、栃原茂樹君、坂田公弘君、坂本正弘君、中山和幸君、森田精一君、工藤道昭君、北田彰君を指名します。

お諮りします。山瀬義也君、栃原茂樹君、坂田公弘君、坂本正弘君、中山和幸君、森田精一君、工藤道昭君、北田彰君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。ただいま当選されました山瀬義也君、栃原茂樹君、坂田公弘君、坂本正弘君、中山和幸君、森田精一君、工藤道昭君、北田彰君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

開議 午後2時07分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第1号、議案第2号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第13、議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、以上2議案を一括して議題とします。

これより、提出者の提案理由について説明を求めます。

市長職務執行者、石井光幸君。

[登壇]

市長職務執行者（石井光幸君） 提案理由のご説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第1号並びに議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、新市発足時に即時制定し、施行させる必要のある条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。

議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、菊池市の大字の名称の取り扱いを新市で定めたために、地方自治法の規定によりまして県知事に届出をするため専決処分をしたものでございます。

以上、2案件の詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議のうえ、速やかにご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案をお願いいたします。

その前に、今回の臨時議会には19案件の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める案件及び条例の制定並びに条例の一部改正3案件をお願いしています。議会において議決すべき事項に関し、議会が成立しない等により必要な議決を得られない場合の手段として認められており、この専決処分は市長職務執行者にも認められています。今般の合併による新市発足時、市政執行上、空白期間の許されない事項について専決処分を行ったものでございます。なお、議案の概要について資料として配付をしておりますので、ご参照してください。

それでは、説明をいたします。

議案の1ページ、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、菊池市役所の位置に関する条例ほか、198件の条例の制定について、専決第1号でございます。2ページを説明いたします。本案は、新市発足時に制定する必要がある199件の条例について、専決処分をしたものでございます。3ページからが専決処分を行った条例の一覧表でございます。ご参照してください。

以上、議案第1号の説明でした。

次に、9ページをお願いします。議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、菊池市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更することに

ついて、専決第2号、10ページについて説明をいたします。本案は、地方自治法第260条に規定する市の区域内の町の区域をあらたに画し、字の名称を変更することに該当いたしますので、専決処分をしたものでございます。菊池市に続く町名、字名の取り扱いにつきましては、合併協議会で決定されたとおりでございます。11ページから変更調書でございます。ご参照ください。

以上、議案第2号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました2議案は、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結します。

採決します。お諮りします。議案第1号、議案第2号の2議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号の2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了します。

これをもちまして、本日の会議を散会します。

全員起立をお願いします

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時13分

3月30日（水曜日）

平成17年第1回菊池市議会臨時会

議事日程 第2号

平成17年3月30日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第 3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市一般会計暫定予算)
- 議案第 4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第 5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算)
- 議案第 6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第 7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算)
- 議案第 8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市公共下水道特別会計暫定予算)
- 議案第 9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算)
- 議案第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算)
- 議案第12号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算)
- 議案第13号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市水道事業会計暫定予算)
- 第2 議案第14号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に係る事務の委託
に関する協議について)
- 議案第15号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市と大津町との旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管

- 理処分に関する事務委託について)
- 第3 議案第16号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(金融機関の指定について)
- 第4 議案第17号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(固定資産評価員の選任について)
- 第5 議案第18号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(七城町土地開発公社定款の一部変更について)
議案第19号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(泗水町土地開発公社定款の一部変更について)
- 第6 議案第20号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定について
- 第7 議案第21号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議事第9号 農業委員会委員の推薦について
- 第9 議事第10号 小川会館建設特別委員会の設置について
- 第10 委員会の閉会中の継続審査並び調査について
(議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市一般会計暫定予算)
- 議案第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算)
- 議案第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算)
- 議案第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算)
- 議案第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市公共下水道特別会計暫定予算)
- 議案第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算)
- 議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

- (平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算)
議案第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算)
議案第12号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算)
議案第13号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成16年度菊池市水道事業会計暫定予算)
- 日程第2 議案第14号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に係る事務の委託に関する協議について)
議案第15号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市と大津町との旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務委託について)
- 日程第3 議案第16号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(金融機関の指定について)
- 日程第4 議案第17号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(固定資産評価員の選任について)
- 日程第5 議案第18号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(七城町土地開発公社定款の一部変更について)
議案第19号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(泗水町土地開発公社定款の一部変更について)
- 日程第6 議案第20号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定について
- 日程第7 議案第21号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議事第9号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 議事第10号 小川会館建設特別委員会の設置について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査並び調査について
(議会運営委員会)

出席議員(59名)

1番 山田健二君

2番 倉本義雄君

3番	樋口	正博	君
4番	二ノ文	伸元	君
5番	川口	良郎	君
6番	中山	繁雄	君
7番	水上	博司	君
8番	岩根	孝明	君
9番	三池	健治	君
10番	清水	昭栄	君
11番	怒留湯	健蓉	君
12番	坂本	昭信	君
13番	安武	俊右	君
14番	森	誠雄	君
15番	隈部	忠宗	君
16番	工藤	春雄	君
17番	奈田	臣也	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	河島	秀逸	君
20番	木下	雄二	君
21番	福川	幸子	君
22番	坂井	正次	君
23番	森	隆博	君
24番	山瀬	義也	君
25番	本田	憲一	君
26番	栗原	康敏	君
27番	渡邊	康雄	君
28番	栃原	茂樹	君
29番	青木	積	君
30番	坂田	公弘	君
31番	野口	和夫	君
32番	牧野	洋一	君
33番	松本	登	君
34番	森	俊二	君
35番	中原	泉	君
36番	松本	隆幸	君

37番	坂本正弘君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
40番	水元征雄君
41番	東政孝君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子君
46番	笠愛一郎君
47番	中原繁君
48番	出口サチコ君
49番	荒木建令君
50番	境和則君
51番	森田精一君
52番	福島利徳君
53番	工藤道昭君
54番	甲斐健彦君
55番	北田彰君
56番	外村國敏君
57番	久川知一君
58番	徳永隆義君
59番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	樋口昭彦君
議事課 長	春木義臣君
議事係 長	城主一君
議事係 参事	吉野幸子君

説明のため出席した者

市長職務執行者	石井光幸君
---------	-------

収入役職務代理者	川 口 齋 子 君
総 務 部 長	高 本 信 男 君
企 画 部 長	村 山 隆 君
市 民 部 長	木 下 儀 郎 君
経 済 部 長	岡 崎 俊 裕 君
建 設 部 長	石 原 公 久 君
菊池総合支所長	城 直 輝 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	稲 葉 公 博 君
泗水総合支所長	井 手 政 寛 君
建設部総括審議員	松 岡 隆 君
企画部主席審議員	友 田 豊 和 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
職 員 課 長	松 永 完 一 君
教 育 長	木 下 昭二郎 君
教 育 次 長	梁 池 精 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
監査委員会事務局長	山 口 正 司 君

午前10時00分 開議

議長（北田 彰君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第3号から議案第13号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第1、議案第3号から議案第13号までの専決処分の報告及び承認を求めることについて、以上、11議案を一括して議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者、石井光幸君。

[登壇]

市長職務執行者（石井光幸君） おはようございます。昨日に引き続きまして、ご審議をお願いするわけでございますけれども、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案につきましては、合併の日に専決処分いたしました案件で、平成16年度の各会計暫定予算11件、地方自治法に基づく事務委託2件、金融機関の指定案件、固定資産評価委員の選任及び七城町並びに泗水町の土地開発公社定款の一部変更案件2件でございます。

次に、専決処分案件とは別でございますが、菊池市袈裟尾に建設を進めてまいりました菊池市ふれあい交流センターがこのたび完成をいたしました。その設置及び管理に関して、必要な事項を定めるために条例の制定をお願いするものでございます。

最後に、地方税法の一部を改正する法律が公布されましたので、関係する本市の税賦課徴収条例及び国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

本日、上程の議案の全容を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） おはようございます。議案の説明をいたします。別冊になっております平成16年度菊池市暫定予算書をお願いいたします。

平成16年度一般会計並びに各特別会計の暫定予算で、議案第3号から議案第13号までの11議案となっています。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

説明の前にお詫びを申し上げます。平成16年度菊池市一般会計暫定予算書の54ページの印刷に不備がございました。お手元に修正したペーパーを差し上げていますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。大変失礼をいたしました。

今回の予算に関する専決処分は、4市町村の合併に伴い、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、市長職務執行者が暫定予算を調整し、これを執行するものとなっております。よって、旧市町村の議会におきまして承認されております平成16年度予算の未執行分について、地方自治法施行令第5条の規定、この規定は普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通公共団体がその事務を継承するとなっております。これによりまして、計上をしているものでございます。また、菊池広域行政事務組合の廃止に伴い、広域行政事務組合で運営されていた事業、エコビレッジ及び特別養護老人ホーム等でございます。これにつきましても一般会計及び特別会計を設置し、編入しているものでございます。なお、各会計の第2表継続費、第3表繰越明許費、第4表債務負担行為及び第5表地方債につきましても、旧市町村で設定され議決を受けている事業等につきまして計上をいたしております。

予算書の1ページが議案第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市一般会計暫定予算の専決第3号でございます。3ページで総額73億8,694万4,000円となっております。この総額につきまして、前回の議会説明で申し上げていました総額を違算していたしましたので訂正しています。お詫びを申し上げます。なお、説明会時に差し上げました議案の概要の修正文を配付いたしておりますので、前の資料は廃棄いただくようお願いいたします。大変失礼をいたしました。

149ページ、議案第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定予算の専決第4号でございます。

151ページで、総額10億9,778万3,000円となっております。

175ページ、議案第5号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定予算の専決第5号でございます。

177ページで、総額8億4,802万3,000円となっております。

191ページ、議案第6号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予算の専決第6号でございます。193ページで総額6億7,007万円となっています。

211ページ、議案第7号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予算の専決第7号でございます。213ページで、総額3億3,897万4,000円となっております。

227ページ、議案第8号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予算の専決第8号でございます。229ページで、総額12億2,789万2,000円となっています。

247ページ、議案第9号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算の専決第9号でございます。249ページで、総額3億2,106万2,000円となっています。

267ページ、議案第10号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計暫定予算の専決第10号でございます。269ページで、総額4,602万1,000円となっております。

285ページ、議案第11号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決第11号でございます。287ページで、総額1億1,399万8,000円となっています。

305ページ、議案第12号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫定予算の専決第12号でございます。307ページで、総額1億2,152万7,000円となっております。

別冊となっておりますけども、専決第13号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成16年度菊池市水道事業会計暫定予算の専決第13号でございます。1ページで、収益的支出総額806万4,000円、資本的支出総額210万5,000円となっています。

以上、議案第3号から議案第13号までの平成16年度一般会計並びに各特別会計の暫定予算でございますが、一般会計総額73億8,694万4,000円、特別会計9件、合計総額47億8,535万円、企業会計総額1,016万9,000円となっており、全会計合計総額121億8,246万3,000円でございます。

以上、議案第3号から議案第13号までの説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました11議案は、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに

決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) 質疑を行います。簡単な質疑ですので、よろしくご返答を。

議案のですね、第3号から13号までですが、この議案概要によりますと、平成17年3月21日までに各市町村において執行された額を控除した残額を基本額として、それぞれ持ち寄り編成したと、こうあるわけですが、それはそれでいいとしても、その持ち寄った額のうちから専決に至る間に変更した額があるかないか。例えば、4市町村が持ち寄ったそれぞれの残額で、市町村長の給与額とか、議員報酬の変更額とか、そういうふうな変更があったのか、なかったのか。変更した部分があれば、変更部分を説明をしていただきたいというふうに思います。

それから2点目、暫定予算ですから、これは将来的に近い内に本格予算ということで提案があるのか、ないのか、お尋ねをします。暫定ですから、そういうことで詳しい質問は省きますが、以上2点をですね、ご質問申し上げます。

議長(北田 彰君) 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長(高本信男君) 甲斐議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の点でございますけれども、変更はあっておりません。

それから、2点目につきましては、出納閉鎖後3ヵ月以内に精算をするという形になるかと思えます。

以上です。

議長(北田 彰君) 甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) そうしますと、3月21日以降に、例えば先ほど申し上げました市町村長の給与額とか、議員報酬額とか、これは当然に変更になるわけですが、それらについてはどういうふうな取り扱いをなさっておるわけですか。そのまま計上した後、残額で残すという立前でお考えになっていませんか。その辺だけ、お伺いします。

議長(北田 彰君) 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長(高本信男君) お答えいたします。

特別職の報酬等につきましては、変更した額で計上いたしております。

以上です。

[登壇]

(甲斐健彦君) だから、それを、変更額を説明をしてくださいと言ったわけです。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) 金額をですか。

[登壇]

(甲斐健彦君) どこどこを大まかに、全部が全部じゃなくてもいいから、大まかに。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) 失礼しました。

各町村ごとに人件費につきましては、変更したものを持ち寄って積み上げたということでございます。

[登壇]

(甲斐健彦君) 変更したものを持ち寄った。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) はい。

議長 (北田 彰君) 甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) 先ほど質問しましたけども、暫定予算ですから、これは近い将来本格予算ということで議会に提示、提案があるのか、ないのか。その辺をお答えしといてください。

議長 (北田 彰君) 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) お答えいたします。

出納閉鎖後に監査を受けまして、議会に報告という形になろうかと思えます。

[登壇]

(甲斐健彦君) それは、決算ということ。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) そういうことです。

[登壇]

(甲斐健彦君) 決算。

[登壇]

総務部長 (高本信男君) はい。

[登壇]

(甲斐健彦君) はい、わかりました。

以上で終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑も出つくしたようですので、これにて質疑を終結します。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第 3 号から議案第 13 号までの 11 議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号から議案第 13 号までの 11 議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 14 号及び議案第 15 号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 2、議案第 14 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、議案第 15 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、以上 2 議案を一括して議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案の 34 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に係る事務の委託に関する協議について、専決第 14 号を説明いたします。本案は、竜門ダムからの農業水利施設である土地改良施設の管理体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促進事業につきまして、地方自治法第 252 条の 14、第 1 項の規定に基づき、山鹿市、植木町、大津町、合志町、西合志町より、その事務を旧菊池市が受託していましたが、合併の前日にこの事務の受託を廃止しましたので、合併の日新たに受託し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

36 ページから事務委託に関する規約でございますので、ご参照してください。

以上が、議案第 14 号の説明でした。

次に、46ページをお願いいたします。議案第15号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、菊池市と大津町との間の旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務委託について、専決第15号を説明いたします。

本案は、旭志村、泗水町は、旧大津町ほか5ヶ町村山林原野組合に加入しており、その地上権設定地に関する事務を地方自治法第252条の14、第1項の規定に基づき、大津町に委託していましたが、合併の前日にこの事務の委託を廃止しましたので、合併の日に新たに菊池市として委託し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

48ページから事務の委託に関する規約でございます。ご参照をお願いいたします。

以上、議案第15号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました2議案は、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これにて討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第14号、議案第15号の2議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、議案第15号の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第16号 専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案４９ページをお願いします。

議案第１６号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、金融機関の指定について、専決第１６号を説明いたします。

本案は、地方自治法第２３５条第２項の規定により、菊池市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため、金融機関として菊池地域農業協同組合を指定し、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第１６号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました議案第１６号は、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

河島秀逸君。

[登壇]

（河島秀逸君） 専決第１６号、金融機関の指定についてでございますけども、菊池地域農業協同組合を指定した、ほかにも多数の銀行あるかと思っておりますけども、その経緯を説明していただければと思っております。

議長（北田 彰君） 市長職務執行者、石井光幸君。

[登壇]

市長職務執行者（石井光幸君） ただいまの河島議員さんの質疑にお答えをいたします。

旧村長でございますので、今、権限はございませんけれども、この問題につきましては合併の当初から４首長さんでそれぞれ慎重に審査をいたしまして議論を深めてまいりました。いろいろ調査の結果、いろいろ問題はございますけれども、新しい新市の金融機関としてＪＡを４首長さん、全会一致で指定決定をいたしたところでございますので、ご報告を申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 河島秀逸君。

[登壇]

(河島秀逸君) 今、市長職務執行者から説明がございましたけれども、ファミリー銀行、肥後銀行あるわけでございますので、その経緯についてはですね、今説明がありましたけれども、そのあたりについてはですね、やはり継続的にやはりほかの銀行もでございますので、そのあたりもよく吟味した上で決定いただければと思っております。今後ですたいね、決定はしたけれども、やはりそのあたりですね、旧態以前から決まってきたからというんじゃないくてですね、その利便性とか、必要性とか。

以上で終わります。

議長(北田 彰君) 甲斐健彦君。

[登壇]

(甲斐健彦君) 指定金融機関の定めについて、菊池地域農業協同組合を指定したということで専決でございますが、つい先日ですね、山鹿の方では鹿本農協の金融機関としての不祥事があっておると、こういう事態が発生をした後、この指定金融機関として菊池農協を指定したということについて、農協とどういうふうな協議をなさったのか。あるいはそのまま放置をされたのか。今後、一切こうゆうですね、不祥事がないような取り組みをどう図られたのか、お伺いをいたします。

議長(北田 彰君) 市長職務執行者、石井光幸君。

[登壇]

市長職務執行者(石井光幸君) 甲斐議員さんの質疑にお答えをいたします。

確かにご指摘のように、先般そういった鹿本のJAの方で不祥事ございました。そのときは既に契約指定をして、契約を締結をいたしていたところでございますが、そのことにつきましてもまだ私が残任期間でございましたから、4首長さんでもJA菊池の方には厳重にその旨申し入れをいたしたところでございまして、その締結の中にも、契約の中にも、そういった不都合があった場合は、ただちに解除をすることもできるという文言がうたわれておりますので、それに則って今後は厳正に状況を把握しながら、ひとつ対応されるものと、新しい市長さんで対応されるものと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[登壇]

(甲斐健彦君) 終わります。

議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑も出つくしたようですので、これにて質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第17号 専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

〔登壇〕

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案の51ページをお願いいたします。

議案第17号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、固定資産評価員の選任について、専決第17号を説明いたします。

本案は、地方自治法第404条第2項の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任する必要があり、選任し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よって、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。専任者、総務部税務課長、宮本誠一でございます。

以上、議案第17号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました議案第17号は、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号及び議案第19号一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程第5、議案第18号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、議案第19号 専決処分の報告及び承認を求めることについての2議案を一括議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案の53ページをお願いいたします。

議案第18号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、七城町土地開発公社定款の一部変更について、専決第18号、55ページをお願いします。議案第19号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、泗水町土地開発公社定款の一部変更について、専決第19号を説明いたします。

この2議案は、合併に伴うもの及び公有地の拡大に関する法律施行令の一部改正する政令により、七城町土地開発公社並びに泗水町土地開発公社の定款を一部変更するもので、定款の変更は公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めものでございます。なお、お手元に議長の許可をいただきまして新旧対照表を配付いたしておりますので、ご参照してください。

54ページが専決第18号、七城町土地開発公社定款の一部改正でございます。56ページが専決第19号、泗水町土地開発公社定款の一部改正でございます。いずれも施行期日は、熊本県知事の許可の日から施行するとし、経過措置を規定しております。

以上、議案第18号並びに議案第19号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました議案第18号、議案第19号の2議案は、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

境和則君。

[登壇]

（境 和則君） 質疑させてもらいます。

質疑ということじゃございませんが、土地開発公社について、第7条で菊池市長が任命する役員が就任するまでと書いてありますが、この7条についてですね、理事が今まで土地開発公社で100%ということで慣例となりますと、それぞれの所管の課長さんが理事になる。そうすると、市長さんが理事長になる恐れがあります。そうしますと、チェック機能ということで民間の方から、もしくは議会からということではございませんが、そのように公正公平にチェックするためには、理事の中に一般の方の理事が就任されることが望ましいと考えられますので、ぜひ職務執行者におかれまして、今度役員理事を任命されるときは、そういうことを踏まえて理事の選任をお願いしたいという要望でございますので、質疑かな、要望かな、質疑でも結構です。そういう心構えがあるか、ないかをお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 境議員の質疑にお答えいたします。

土地開発定款の7条に対する質疑でございましたけれども、理事長は市長が任命するということになっておりまして、例で申し上げますと旧菊池市の場合は助役が理事長ということでございます。それから、理事につきましては、各部長という構成でやっておりました。ただいま境議員から質疑がありました要望の点につきましては、新市長ができてから充分伝えておきたいと思っております。

以上です。

[登壇]

（境 和則君） よろしくご検討をお願いいたします。

終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

質疑も出つくしたようですので、これで質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第18号、議案第19号の2議案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、議案第19号の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定について

議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第20号 菊池市ふれあい交流センター条例の制定についてを議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

〔登壇〕

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案の58ページをお願いいたします。

議案第20号、菊池市ふれあい交流センター条例の制定について説明いたします。

本施設は、竜門ダムの建設により、遊蛇口区に移転された方々の新たなコミュニティ施設の確保、また都市と農村との交流及び地域づくり、人づくりの拠点施設としてのセンターでございます。地方自治法第244条の2の規定に基づき、交流センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

59ページが菊池市ふれあい交流センター条例でございます。

第1条、趣旨につきましては、前段で説明したとおりでございます。

第2条は設置で、名称、菊池市ふれあい交流センター、位置は菊池市袈裟尾445番地12でございます。

第3条は施設で、多目的ホール、調理研修室、市長が必要と認める施設を設けるとしております。

第4条、利用の許可、第5条、利用の不許可、第6条、利用許可の取り消しを規定しております。

60ページで、第7条は使用料で、施設ごとに使用料を規定しています。第8条、使用料の免除、第9条、使用料の不還付、第10条、損害賠償の義務、第11条、委任、第12条、過料を規定しております。

61ページで、附則で、平成17年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第20号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました議案第20号は、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

森田精一君。

[登壇]

（森田精一君） 質疑を行います。

ここには利用時間というのが書いてございませんが、一応それぞれの公共施設というのは8時半から夜の10時までというのが通例ではあると思いますが、この規則に書かなくてもいいのかなというのと、交流センターでございますので、中には子どもたちがキャンプとか等で、一晩、あるいは二晩、利用して寝泊まり等のお願いもあるかと思えますけども、そういったときの許可とか、あるいは特別に許可するとかいう許可条件等がここに書いてないように思えますけども、その辺いかがでございますか。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 質疑にお答えいたします。

ただいまご説明申し上げました交流センターの条例の第11条の方で、必要事項は規則で定めるとしておりますので、規則の方でそういう小さい部分につきまして、は定めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） 森田精一君。

[登壇]

（森田精一君） その規則は、まだつくってないわけですね。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） ただいま文言の整理とか、内容の検討を行っておりますので、ごく近いうちに完成すると思えます。

以上です。

議長（北田 彰君） 森田精一君。

[登壇]

（森田精一君） なるだけ住民の方や利用する方が利用しやすいようにですね、あま

り厳しくしていただくと面倒くさいというようなことで利用者も少なくなりますので、なるべく利用しやすいような規則もお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 再々質疑にお答えします。

せっかく造った施設でございますので、ただいまご指摘がありましたように、充分利用ができるように配慮しながら規則を定めたいと考えております。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑も出つくしたようですので、これで質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論もないようですので、これで討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号及び議案第22号一括上程・説明・質疑・討論・採決
議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第21号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案を一括議題とします。

これより、提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 議案の説明をいたします。議案62ページをお願いいたします。

議案第21号 菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを説明します。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が3月25日に公布されたことに伴い、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。主な改正は、個人の市

民税の非課税の範囲及び定率減税の縮減の取り扱い、人的非課税の範囲、給与支払報告書の提出対象者の範囲等、さらには固定資産税関係では被災住宅用地の特例などとなっております。お手元に新旧対照表を配付しておりますので、ご参照してください。

議案の63ページが一部を改正する条例でございます。

主な点を申し上げます。第24条は個人の市民税の非課税の範囲で、年齢65歳以上の者で前年所得金額125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を廃止するもので、平成18年度分以降の個人住民税に適用し、経過措置として18年度分所得割及び均等割の3分の2を減額、19年度分3分の1を減額、平成20年度分に全額で課税することになります。第36条は市民税の申告で、申告書を提出しなければならない者以外は給与支払者が給与支払報告書の提出をしていますが、給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大の改正に伴うものでございます。第63条の3につきましては、被災住宅用地特例が適用されていた土地の期間2年間を非難指示解除後3年まで適用可能とするものでございます。第74条の2は被災住宅用地の申告で、3年まで適用可能となったため、申告においても適用を受けるため年度を1年間延長することを追加したものでございます。附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例で、課税において免税対象肉用牛の売却に係る所得は、所得割の算定に含まないこととなっており、従前の昭和57年度から平成18年度までの特例を平成21年度までに延長するものでございます。附則第10条3は、阪神淡路大震災に係る固定資産税の特例についての改正でございます。第15条は読替規定で、特別土地保有税の非課税適用の整理を行うものでございます。第15条の2、第16条の4は、条文の整理及び文言の一部削除を行うものでございます。64ページ、第19条関係は租税特別措置法に係る条例の追加等でございます。65ページ、第20条は特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特定で、特例の期間延長を行う改正でございます。

以上、議案第21号の説明でした。

次に、68ページをお願いします。議案第22号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。本案も地方税法の一部改正に伴い、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正は、健康保険税の課税額のうち、基礎課税額の文言を改正するものでございます。これもお手元に新旧対照表を配付しておりますので、ご参照ください。

議案の69ページ、一部を改正する条例でございます。主な点を説明します。

第2条は課税額で、2項中の基礎課税額について政令で定める金額を超える場合

においては、基礎課税額は政令で定める金額とするものでございます。同条第3項、第13条第1項につきましても同様の改正でございます。

以上、議案第22号の説明でした。

議長（北田 彰君） お諮りします。ただいま上程されました議案第21号、議案第22号の2議案は、委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

甲斐健彦君。

〔登壇〕

（甲斐健彦君） 質疑をいたします。

菊池市税賦課徴収条例ですが、この第24条が改正をされて、所得割を課さない部分の年齢65歳以上の者が削除されると。つまり、65歳以上の者にも所得割を課するというふうなことに変わるわけですが、これはまさに年寄りいじめじゃないですか。何で年寄りをいじめるのか、その理由を明らかにしてください。

さて、次の健康保険税の一部改正ですが、これは上限額53万円、さらに介護納付の上限8万円、これらを外して政令で定める金額とするということで、今までは本法の中で定められて議会の承認を受けて決まってきたと。ところが、これが外されて政令で定めると、これは上限なしに青天井になるんじゃないですか。そういう危険性があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。お答えを願います。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

〔登壇〕

総務部長（高本信男君） 質疑にお答えします。

ご指摘のように、65歳以上が削除されるということになれば、ただいま言われたとおりでございますけども、菊池市の税賦課徴収条例につきましては、これまでも基本的に上位法でございます地方税法が改正があった場合にはそれに伴って変更、一部改正を行っておるということでございます。

それと、国民保険税につきましても全くそのようなことでやっておりますけども、ただいま言われましたように条例と政令の関係で、政令で定めるということに今回やっておりますので、今回の一部改正は政令で定める額ということにさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） もう1点だけ。国の法律、地方税法の改正に伴って、それに準じて改正をするということですが、例えばそれに準じなくて、この議会で合意をすれば、国の地方税法の規定どおりにしなくてもいいのか、悪いのか。その辺のお答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） お答えいたします。

基本的には、先ほど申し上げましたように上位法でございます地方税法を尊重しながら条例を定めておるところでございます。しかし、ただご指摘のように、市独自で市の財政状況等を勘案して条例で定めることができれば、当然条例で定めた額となると考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 今、にわかにその合併当初ですから、計数的に出るか、出ないか、わかりませんが、例えば65歳以上の者で合計所得金額125万円を超えない者、これらが人数的にどの程度いらっしゃるのか。この人たちがどの程度課税になるのか。その辺がわかりますでしょうか。わからなければわからないで結構です。

議長（北田 彰君） 総務部長、高本信男君。

[登壇]

総務部長（高本信男君） 現課の方では、当然条例を制定するにあたって資料としてはあると思いますけれども、ただいま私の方には手元にありませんので、わかったらお知らせしたいと思います。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑も出つくしたようですので、これで質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

甲斐健彦君。

[登壇]

（甲斐健彦君） 反対の討論をいたします。

平成17年度、18年度、今年からは国を挙げて大增税路線に転換をしてきた。

その現れの1つが、今回の地方税法の改正、改悪だと思うわけであります。私も65歳以上の高齢で、特別、直接的に影響はありませんけれども、お年寄りがせっかくですね、125万円以下の所得者が自ら生計を営んでおると。これらについては、今まで課税をしないということやってきたのが、これから先は課税になるわけで、市民税を納めんといかんということになるわけで、これはまさにですね、やっぱり敬老の精神を失った年寄りいじめの税制と、こう言わざるを得ない。さらに、健康保険税の問題についてもですね、今までは議会で少なくとも専決であろうと、何であろうと、議会で承認をしてきたと。ところが、今回は全部政令に委ねるということで先ほど質疑で申し上げましたように、幾らになるかわからんと。下がるかもしれん、上がるかもしれん。上がったって、歯止めはないと、こういうことになるわけでありまして、これらはやっぱり議会在がですね、市民に負担をお願いするという以上は、議会の議決を経て決定をするということが正しいやり方だと思うわけであります。そういう点で、この2議案に反対を表明いたします。

議長（北田 彰君） 次ぎに、原案に賛成討論の発言を許します。ありませんか。

討論も出つくしたようですので、これで討論を終結し、採決します。議案第21号についてご異議がありますので、起立により採決します。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号について、ご異議がありますので、起立により採決します。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北田 彰君） 起立多数です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

休憩 午前11時01分

開議 午後 1時18分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 議事第 9 号 農業委員会委員の推薦について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 8、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、議会推薦の農業委員は 4 人とし、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、議長において指名することに決定しました。

農業委員会委員に、

菊池市玉祥寺 138 番地 7、森田精一君。生年月日、昭和 19 年 1 月 17 日生まれ。

菊池市七城町加恵 178 番地 3、栗原泰敏君。昭和 22 年 4 月 8 日生まれ。

菊池市旭志麓 492 番地、森誠雄君。昭和 19 年 3 月 5 日生まれ。

菊池市泗水町福本 1644 番地 1、松岡一俊君。昭和 15 年 12 月 21 日生まれ。

を指名します。

ただいま推薦しました中に議員 3 名が含まれています。除斥の対象になりますので、森田精一君、栗原泰敏君、森誠雄君は一時退席をお願いします。

（除斥対象議員退席）

お諮りします。ただいま指名いたしました 4 名の方を農業委員会委員として推薦することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。ただいま指名しました森田精一君、栗原泰敏君、森誠雄君、松岡一俊君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。除斥を解きます。

（退席議員の議場入場）

日程第 9 議事第 10 号 小川会館建設特別委員会の設置について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 9、議事第 10 号 小川会館建設特別委員会の設置について議題とします。本案については、小川基金の教育・福祉・産業の振興発展の趣旨に則り、小川会館建設のため、旧泗水町議会において特別委員会を設置し審議してきたものであります。このたび合併に伴い、新菊池市議会となりましたので、お手元に配付しています内容に基づき、新たに本特別委員会を設置するもので

あります。

お諮りします。小川会館建設について、13人の委員で構成する小川会館建設特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。小川会館建設について、13人の委員で構成する小川会館建設特別委員会を設置し、これに付託し調査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました小川会館建設特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました13名を小川会館建設特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで小川会館建設特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩します。

休憩 午後1時22分

開議 午後1時23分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、小川会館建設特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。委員長に牧野洋一君、副委員長に中山和幸君を指名します。

以上です。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並び調査について

議長（北田 彰君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についての件を議題とします。議会運営委員長から所管事務調査について、閉会中の継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付託されました事件すべて終了しました。

これをもちまして、平成17年第1回菊池市議会臨時会を閉会します。

議長（北田 彰君） 閉会します前に、職務執行者より挨拶の申し出がっております。

石井市長職務執行者。

[登壇]

市長職務執行者（石井光幸君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

合併後初めての菊池市議会第1回臨時議会を招集申し上げましたところ、昨日から本日までの2日間にわたりまして、皆様59名の全員のご出席をいただきまして、それぞれ慎重審議いただきまして、上程申し上げました全議案につきまして、ご議決をいただきました。心からお礼を申し上げます。なお、昨日から協議をされまして、議員の方々から出されました意見、要望等につきましては、その趣旨を充分尊重しつつ、新市長さんに事務の引継ぎをいたし申し送ることを確約いたしたいというふうに思います。いよいよ新しい合併がスタートいたしました。新しい市議会の議会構成も決定いたしましたし、さらに来月4月24日には素晴らしい立派な市長さんが誕生されます。今後はひとつ議会、執行部ともに合議切磋琢磨していろいろな角度からの活発な議論をいただきまして、立派な組織機構のためにやはりひとつご努力をいただきたいと思います。この合併にあたりましては、旧4市町村住民それぞれ大きな期待とともに多少の不安もございました。それらの心配、疑念を払拭するためにも、新しい菊池市民の期待に応えていただくためにも、付託に応えていただくためにも、皆様方のひとつさらに一層のご努力を心からお願いを申し上げます。いよいよ寒さもどうやら峠を越えたようでございます。賑やかな、華やかな桜前線もそこまで迫ってきております。しかしまだまだ寒さも時よりやってまいります。どうかひとつ、皆様方、今後とも今まで以上に体には充分ご自愛をいただきまして、ますますご健勝で獅子奮迅のひとつ皆さん方のご活躍を心からご期待を申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の言葉にさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午後1時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会臨時議長 出 口 サチコ

菊池市議会議員 山 田 健 二

菊池市議会議員 倉 本 義 雄

付 録

平成 17 年第 1 回臨時会付議事件一覧および審議結果表
(3 月 29 日議決)

議 事	件 名	審議結果
議事第 1 号	菊池市議会議長の選挙について	1 人選挙
議事第 2 号	菊池市議会副議長の選挙について	1 人選挙
議事第 3 号	常任委員会委員の選任について	選 任
議事第 4 号	議会運営委員会委員の選任について	選 任 (12 名)
議事第 5 号	菊池養生園保健組合議会議員の選挙について	8 人選挙
議事第 6 号	菊池南部清掃組合議会議員の選挙について	2 人選挙
議事第 7 号	矢護川地区簡易水道組合議会議員の選挙について	1 人選挙
議事第 8 号	菊池広域連合議会議員の選挙について	8 人選挙
議案番号	件 名	審議結果
議員提出 議案第 1 号	菊池市議会会議規則の制定について	原案可決
議員提出 議案第 2 号	菊池市議会委員会条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第 3 号	菊池市議会事務局条例の制定について	原案可決
議員提出 議案第 4 号	議会広報特別委員会の設置について	原案可決
議案第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市役所の位置に関する条例ほか 198 件の条例 の制定について)	原案承認
議案第 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市の町の区域をあらたに画し、及び字の名称を 変更することについて)	原案承認

平成 17 年第 1 回臨時会付議事件一覧および審議結果表
(3 月 3 0 日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市一般会計暫定予算)	原案承認
議案第 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市国民健康保険事業特別会計暫定 予算)	原案承認
議案第 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市老人保健医療事業特別会計暫定 予算)	原案承認
議案第 6 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市介護保険事業特別会計暫定予 算)	原案承認
議案第 7 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市簡易水道事業等特別会計暫定予 算)	原案承認
議案第 8 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市公共下水道事業特別会計暫定予 算)	原案承認
議案第 9 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特 別会計暫定予算)	原案承認
議案第 10 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計 暫定予算)	原案承認
議案第 11 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市農業集落排水事業特別会計暫定 予算)	原案承認
議案第 12 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 16 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計暫 定予算)	原案承認

議案番号	件名	審議結果
議案第13号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成16年度菊池市水道事業会計暫定予算)	原案承認
議案第14号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に係る事務の委託に関する協議について)	原案承認
議案第15号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市と大津町との旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務委託について)	原案承認
議案第16号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (金融機関の指定について)	原案承認
議案第17号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (固定資産評価員の選任について)	原案承認
議案第18号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (七城町土地開発公社定款の一部変更について)	原案承認
議案第19号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (泗水町土地開発公社定款の一部変更について)	原案承認
議案第20号	菊池市ふれあい交流センター条例の制定について	原案可決
議案第21号	菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第22号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議事	件名	審議結果
議事第9号	農業委員会委員の推薦について	4人推薦
議事第10号	小川会館建設特別委員会の設置について	原案可決

常任委員会構成

総務常任委員会名簿

樋口正博	二ノ文伸元	川口良郎	清水昭栄	怒留湯健蓉
青木 積	森 俊二	松本隆幸	工藤恭一	中原 繁
出口サチコ	境 和則	工藤道昭	甲斐健彦	北田 彰

文教厚生常任委員会名簿

山田健二	水上博司	隈部忠宗	工藤春雄	木下雄二
本田憲一	渡邊康雄	坂田公弘	野口和夫	牧野洋一
中原 泉	東 政孝	岩下満州子	外村國敏	

経済常任委員会名簿

倉本義雄	岩根孝明	森 誠雄	奈田臣也	福川幸子
坂井正次	森 隆博	山瀬義也	栗原康敏	上田 巖
水元征雄	木村末弘	笠 愛一郎	福島利徳	久川知一

建設常任委員会名簿

中山繁雄	三池健治	坂本昭信	安武俊右	葛原勇次郎
河島秀逸	栃原茂樹	松本 登	坂本正弘	石本利治
中山和幸	荒木建令	森田精一	徳永隆義	横田輝雄

議会運営委員会

議会運営委員会名簿

山田健二	安武俊右	森 隆博	栃原茂樹	野口和夫
森 俊二	上田 巖	中山和幸	笠 愛一郎	中原 繁
工藤道昭	外村國敏			

小川会館建設特別委員会

小川会館建設特別委員会名簿

山田健二	倉本義雄	川口良郎	三池健治	河島秀逸
福川幸子	森 隆博	牧野洋一	森 俊二	中山和幸
工藤恭一	岩下満洲子	徳永隆義		

議会広報特別委員会

議会広報特別委員会名簿

山田健二	中山繁雄	隈部忠宗	木下雄二	坂田公弘
------	------	------	------	------